

写

8 消安第550号
令和8年4月23日

別記1（都道府県知事） 殿

農林水産省消費・安全局長

連休期間における家畜防疫対策の徹底について

口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策について、海外からの侵入防止策及び飼養衛生管理の徹底による農場への病原体侵入防止を図っており、各都道府県においては、これらの現場での徹底について家畜の生産者をはじめとする畜産関係者等に対し御指導いただいているところです。

口蹄疫については、ワクチン接種により発生を抑制している韓国で本年1月に9か月ぶりとなる発生が仁川広域市の牛農場で確認され、2月以降は京畿道の牛農場2件でも発生が続いています。また、本年3月に中国において東アジアで初となる血清型SAT1が確認されるなど、アジアでの状況に変化が見られています。

アフリカ豚熱については、アフリカ、欧州、ロシア及びアジアにて流行しており、韓国では本年1月から3月までに飼養豚で24事例発生するなど、引き続き警戒を強める必要があります。

豚熱については、国内で広く野生イノシシの感染が発生している中、4月10日には日本最大の養豚地帯である南九州で、平成30年の再発生以来初めてとなる飼養豚の陽性が宮崎県で確認されました。全国で引き続き、地域の関係者が一体となって野生イノシシ対策を推進するとともに、農場へのウイルス侵入防止を徹底することが重要です。

高病原性鳥インフルエンザについては、本年4月22日に発生したところであり、また野鳥での発生事例は4月以降も確認されており、引き続き警戒が必要です。

このような中、日本政府観光局によれば、訪日外客数は昨年4,200万人を超え過去最多となっております。日本への入国者は口蹄疫やアフリカ豚熱等が流行するアジア地域からが多く、また、動物検疫所による水際の検査では我が国への持込みが禁止されている肉製品等の摘発が増加している状況を踏まえると、我が国への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高く、水際対策及び農場への病原体の侵入防止対策を徹底することが重要です。

これから大型連休を迎え、海外との人の往来や国内の人の動きが活発化することから、農林水産省では、空港・海港での靴底消毒の徹底及び携帯品検査の強化、広報キャンペーンの実施、郵便局における国際郵便物の検査強化等を行うこととしております。また、家畜伝染病予防法の改正案を国会に提出しており、さらなる水際対策強化を図ってまいります。

貴職におかれましては、家畜の所有者が家畜の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的な責任を有していることを踏まえ、関係機関等と連携し、下記を踏まえ、家畜伝染病の防疫対策の更なる徹底を図っていただくようお願いします。

記

1 農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見の徹底

畜産関係者に対し、以下について注意喚起するとともに、対策の徹底を図ること。

- (1) 農林水産省のウェブサイト等により海外における口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生状況を把握し、これらの疾病の非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時に衣服や靴の消毒等適切な措置を実施すること。
- (2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、連休期間における消費等を目的として、日本への持込みが禁止されている肉製品等が郵便物等で持ち込まれることのないよう、外国人従業員への周知を徹底し、その事態を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。
- (3) 農場内の破損箇所や隙間の点検といった野生動物対策や、農場に出入りする人の更衣や出入りする物・車両の消毒といった農場の衛生対策などの病原体の侵入防止対策を再度徹底すること。特に、連休期間中は外国人観光客等の家畜の飼養管理に関係のない者が衛生管理区域に立ち入らないように対策を行うこと。
- (4) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者は、家畜の健康観察を毎日入念に行い、口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの特定症状やその他の異状を認めたときは、連休期間、夜間、早朝等の閉庁時であっても速やかに管轄の家畜保健衛生所に連絡すること。

2 家畜伝染病の発生予防に関する旅行者等への注意喚起

家畜伝染病の発生を防止するには、畜産関係者だけでなく旅行者や観光客、登山者、山林内で作業等する者に対する注意喚起を図ることが重要である。

このため、都道府県においては、関係部局が連携し、以下のことについてこれらの者が多く利用する場所・施設で注意喚起をすること。

- (1) 山林内で活動、作業等する者は、靴や衣服等に付着した泥を山林内で落とすこと。
- (2) 野生イノシシの農場等への誘引を防止するため、食べ物や残飯は山林に廃棄等せずに持ち帰ること。
- (3) 家畜が飼養されている施設に立ち入らない、又は近寄らないこと。

3 疾病発生時の防疫措置に必要な体制等の確認

連休期間においても、特定疾病が発生した場合には円滑に防疫措置を実施できるよう、都道府県は、次のことについて確認すること。特に、事業者等の長期休業も想定されることから、事前に緊急時の対応について調整を図ること。

- (1) 都道府県内の関係部局、関係機関、関係団体、市町村及び関係事業者との緊急連絡体制を再確認すること。
- (2) 適切な病性鑑定が実施できるように、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を行うこと。
- (3) 防疫措置に必要な焼却施設等の確保状況及びその実効性について改めて確認した上で、防疫計画の再確認を行うこと。
- (4) 防疫措置に必要な人員について、特定疾病が発生した場合には、民間事業者並びに都道府県内の関係部局及び市町村からの動員を含む体制となることをこれらの関係者に改めて周知すること。
- (5) 防疫措置に必要な資機材については、大規模農場における防疫措置、発生の継続等も念頭に、初動対応に必要な量を確保すること。また、連休期間に資機材の運搬及び動員者の輸送等に必要な車両を手配できるかどうかについて、再確認すること。

以上

(別記1)

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事

徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事